

国指定大東諸島鳥獣保護区
大東諸島特別保護地区
指定計画書（案）

平成16年9月29日

環 境 省

1 保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

大東諸島特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

大東諸島鳥獣保護区の北大東村字中野のうち(176-1、237、242、256、274、276-1、279、282-1、282-19及び283)並びに字南のうち(111-1、113-1、114-1、140-1、141-1、142-1、147及び149-1)の各番地及び南大東村字北のうち(353-5、354、563-1、577-1、578、579、580、597、628-1、635-1、679-1、688-1、702、703、708-1及び714-1、)並びに字新東のうち(259、260-1、262-1、268-1、271-1、277及び379)並びに字池之沢のうち(31、40-1、234-1、234-3、238-1、238-2、241-1、241-2、242、244-1、244-2、250-1、250-2、252、253-1、254-1及び254-2、)並びに字在所のうち(3、3-2、4、5、6-1、6-2、7-1、7-3、8、9、11、12、15、16、17-1、17-2、80-1、82-1、83、84、89、96、97-1、102-1及び103-1)並びに字南のうち(205、207-12、)字旧東のうち(4-5、4-13、4-14、5-1、5-2、6-7、6-15、6-25、6-26、6-27、6-28、7-1、7-3、7-10、9-2、12-1及び28)の各番地の区域。

(3) 特別保護地区の存続期間

平成16年11月1日から平成36年10月31日(20年間)

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

特別保護地区の指定目的

大東諸島鳥獣保護区は、沖縄島から東へ約400kmの洋上に位置する隆起環礁による海洋島であり、海洋によって大陸や日本列島等の近隣地域から隔離されてきた地域である。北大東島及び南大東島は、いずれも海岸線は断崖で、中央部は盆地状で池沼が点在しており、カモ類等の渡り鳥の重要な休息地となっている。

このような隔離された自然環境を反映して、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物レッドデータブック 哺乳類」(環境省編)に記載された絶滅危惧 A類のダイトウオオコウモリの生息地となっているほか、「同 鳥類」(環境省編)に記載された絶滅危惧 A類のダイトウノスリの生息地ともなっている。また、コアホウドリ、オオヨシゴイ及びセイタカシギ等の希少鳥類やダイトウカイツブリ、ダイトウコノハズク、ダイトウヒヨドリ、ダイトウメジロ等固有の亜種を含む数多くの種が生息するなど、当該特別保護地区は隔離された海洋島特有の自然環境を基礎として希少な哺乳類及び鳥類が多種確認されるという特徴を有している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、大池等の池沼の水面、その周辺の湿地及び森林はダイトウオオコウモリ及び鳥類の休息の場又は採餌の場として良好な環境となっている。

このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥類の生息地の保護を図るものである。

管理方針

- ・ダイトウオオコウモリ及び希少鳥類の休息の場又は採餌の場として、大池等の池沼の水面、その周辺の湿地及び森林については、現状のままの保全を基本とする。

- ・当該区域内の用排水路の整備及び森林内の道路の改修に当たっては、鳥獣類の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、関係地方公共団体及び関係機関との調整を図る。

2 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積
 総面積 234 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	27	ha
農耕地	4	ha
水面	136	ha
その他	67	ha

イ 所有者別内訳

国有地 3 ha

国有林	ha	農林水産省所管	ha
	国有林以外の国有地		3
3		ha	

地方公共団体有地	231	ha	都道府県有地	ha	制限林	ha
					その他	ha
市町村有地等	231	ha	制限林	17	ha	
			その他	214	ha	

私有地	ha	制限林	ha	保安林	ha
		普通林	ha	砂防指定地	ha
				その他	ha
その他	ha				

公有水面

